

国立大学法人東京農工大学管理職手当支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由																																												
<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <table border="1" data-bbox="179 523 1008 1037"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職務区分</th> <th>適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">本部 教育研究評議会 事務局</td> <td>副学長（教学統括担当）</td> <td>I種</td> </tr> <tr> <td>副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）</td> <td>III種</td> </tr> <tr> <td><u>本部長（理事である者を除く。）</u></td> <td><u>III種</u></td> </tr> <tr> <td>学長補佐</td> <td>V種</td> </tr> <tr> <td>評議員（部局長である者を除く。）</td> <td>IV種</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>I種</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職務区分	適用区分	(略)	(略)	(略)	本部 教育研究評議会 事務局	副学長（教学統括担当）	I種	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種	<u>本部長（理事である者を除く。）</u>	<u>III種</u>	学長補佐	V種	評議員（部局長である者を除く。）	IV種	事務局長	I種	(略)	(略)	(略)	<p>本則 (支給範囲) 第2条 職員給与規程第23条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職を占める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <table border="1" data-bbox="1075 523 1904 1037"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職務区分</th> <th>適用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">本部 教育研究評議会 事務局</td> <td>副学長（教学統括担当）</td> <td>I種</td> </tr> <tr> <td>副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）</td> <td>III種</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学長補佐</td> <td>V種</td> </tr> <tr> <td>評議員（部局長である者を除く。）</td> <td>IV種</td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>I種</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職務区分	適用区分	(略)	(略)	(略)	本部 教育研究評議会 事務局	副学長（教学統括担当）	I種	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種	(削る)		学長補佐	V種	評議員（部局長である者を除く。）	IV種	事務局長	I種	(略)	(略)	(略)	<p>本部長廃止による</p>
組織	職務区分	適用区分																																												
(略)	(略)	(略)																																												
本部 教育研究評議会 事務局	副学長（教学統括担当）	I種																																												
	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種																																												
	<u>本部長（理事である者を除く。）</u>	<u>III種</u>																																												
	学長補佐	V種																																												
	評議員（部局長である者を除く。）	IV種																																												
	事務局長	I種																																												
(略)	(略)	(略)																																												
組織	職務区分	適用区分																																												
(略)	(略)	(略)																																												
本部 教育研究評議会 事務局	副学長（教学統括担当）	I種																																												
	副学長（教学統括担当又は理事である者を除く。）	III種																																												
	(削る)																																													
	学長補佐	V種																																												
	評議員（部局長である者を除く。）	IV種																																												
	事務局長	I種																																												
(略)	(略)	(略)																																												

附 則（令和5年4月1日細則第4号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。